

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
当日の翌日  
がとる)

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 目 次

- ◇告 示 保安林の指定の解除予定（森林保全課）  
漁船損害等補償法による漁船保険契約の締結における義務加入の同意を求めるための発起人の届出（水産課）  
開発行為に関する工事の完了（二件）（都市計画課）
- ◇公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）
- ◇雑 報 一時保護を加えた児童の所持していたもの（児童家庭課）

## 告 示

### 鳥取県告示第四百四十九号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年五月十四日

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
米子市夜見町字砂浜三 三〇九七の一八・三〇九八の一六・字砂浜  
五 三一〇四の九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
  - 三 解除の理由  
指定理由の消滅
  - 二一 解除予定に係る保安林の所在場所  
米子市和田町字上大灘東北三一五八
  - 二 保安林として指定された目的  
潮害の防備
  - 三 解除の理由  
指定理由の消滅
  - 三一 解除予定に係る保安林の所在場所  
米子市大篠津町字安田九の二、九の五
  - 二 保安林として指定された目的  
魚つき
  - 三 解除の理由  
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百五十号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第十二条第一項の規定による同意を求めることについての届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年五月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 届 出 事 項  | 加入区の名称 | 漁船損害等補償法第百三十三条第一項の申出の相手方となる漁業協同組合の名称 | 縦 覧 期 間                     | 縦 覧 場 所                           |
|--|--------|--------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------------|
| 岩美郡岩美町大字大羽尾<br>浜 口 富 雄<br>岩美郡岩美町大字小羽尾<br>坂 本 雄 治     | 東加入区   | 東漁業協同組合                              | 平成五年五月十四日から<br>平成五年五月二十八日まで | 岩美郡岩美町大字大羽尾三<br>四七―三七<br>東漁業協同組合  |
| 岩美郡岩美町大字浦富<br>奥 田 春 美<br>岩美郡岩美町大字浦富<br>北 川 勇         | 浦富加入区  | 浦富漁業協同組合                             | "                           | 岩美郡岩美町大字浦富二五<br>三九―一五<br>浦富漁業協同組合 |
| 岩美郡岩美町大字田後三―三<br>松 本 松 治<br>岩美郡岩美町大字田後三〇九<br>湯 口 幸 雄 | 田後加入区  | 田後漁業協同組合                             | "                           | 岩美郡岩美町大字田後六八<br>田後漁業協同組合          |

|  |       |           |   |                                     |
|--|-------|-----------|---|-------------------------------------|
| 岩美郡岩美町大字網代二一八一—<br>七四 井 筒 好 和<br>岩美郡岩美町大字網代二八一—<br>七 浜 田 栄 昌 | 網代加入区 | 網代港漁業協同組合 | " | 岩美郡岩美町大字大谷二一<br>八二—四八〇<br>網代港漁業協同組合 |
| 岩美郡福部村大字岩戸<br>西 田 富 一<br>岩美郡福部村大字岩戸根<br>一 橋 宗 雄              | 福部加入区 | 福部村漁業協同組合 | " | 岩美郡福部村大字岩戸二<br>二一八<br>福部村漁業協同組合     |
| 鳥取市賀露町<br>兜 金 俊 男<br>鳥取市賀露町<br>岸 重 成                         | 賀露加入区 | 賀露漁業協同組合  | " | 鳥取市賀露町一五三九一—<br>九<br>賀露漁業協同組合       |
| 気高郡気高町大字酒津六九四<br>河 崎 勝 則<br>気高郡気高町大字酒津一〇五〇—<br>一 二 倉 辺 貢     | 酒津加入区 | 酒津漁業協同組合  | " | 気高郡気高町大字酒津三七<br>一一二七<br>酒津漁業協同組合    |
| 気高郡気高町大字八東水<br>浜 辺 正 美<br>気高郡気高町大字八東水<br>岡 田 進               | 浜村加入区 | 浜村漁業協同組合  | " | 気高郡気高町大字八東水二<br>七〇六<br>浜村漁業協同組合     |
| 気高郡青谷町大字青谷一九四三<br>村 上 義 幸<br>気高郡青谷町大字青谷一九五三<br>長 田 喜 太 郎     | 夏泊加入区 | 夏泊漁業協同組合  | " | 気高郡青谷町大字青谷二〇<br>二二二<br>夏泊漁業協同組合     |

|  |       |  |   |  |
|--|-------|--|---|--|
| 気高郡青谷町大字長和瀬六六八一<br>一九<br>岡 武 久<br>三<br>気高郡青谷町大字長和瀬三六一一<br>三<br>村 中 広 義 | 青谷加入区 | 青谷町漁業協同組合                                    | " | 気高郡青谷町大字長和瀬四<br>五十一<br>青谷町漁業協同組合   |
| 東伯郡泊村大字泊<br>橋 本 是<br>東伯郡泊村大字泊<br>宮 脇 政 晴                               | 泊加入区  | 泊村漁業協同組合                                     | " | 東伯郡泊村大字泊一五七三<br>泊村漁業協同組合   |
| 東伯郡赤碕町大字赤碕<br>林 原 勤<br>東伯郡赤碕町大字赤碕<br>表 秀 雄                             | 赤碕加入区 | 赤碕町漁業協同組合                                    | " | 東伯郡赤碕町大字赤碕一七<br>三五地先<br>赤碕町漁業協同組合  |
| 西伯郡大山町安原二二一<br>古 志 正 凱<br>西伯郡淀江町大字西原五一〇<br>本 田 正 美                     | 淀江加入区 | 淀江漁業協同組合                                     | " | 西伯郡淀江町大字淀江九九<br>二一六<br>淀江漁業協同組合  |
| 境港市上道町二二一七一一<br>高 見 昭 規<br>境港市中野町五六三<br>景 山 一 夫                        | 境港加入区 | 境港市漁業協同組合<br>境港沖合いか釣漁業協同組<br>合<br>山陰旋網漁業協同組合 | " | 境港市中野町三三〇六<br>境港市漁業協同組合<br>境港市昭和町一地先<br>境港沖合いか釣漁業協同組<br>合<br>境港市昭和町二二三<br>山陰旋網漁業協同組合 |

鳥取県告示第四百五十一号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年五月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年十一月四日 鳥取県指令受都計三一二第二十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市向国安字村後口

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市湖山町北三丁目二〇一

河本忠夫

河本陽子

鳥取県告示第四百五十二号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年五月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年四月五日 鳥取県指令受都計三一二第二十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市八幡字原ノ内及び字土井面

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市西福原一〇七一三

高橋 茂

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに關する講習会を次のとおり開催する。

平成5年5月14日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとする者（②のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げる者を対象とする。  
 ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者  
 イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

| 区分<br>種別 | 日 時                                  | 場 所                                   | 受 講 対 象 者                                    |
|----------|--------------------------------------|---------------------------------------|--|
| 初心者講習    | 平成5年6月15日<br>午前10時00分から<br>午後4時30分まで | 米子市龍町一丁目151<br>鳥取県米子警察署会議<br>室        | 倉吉、八橋、米子、<br>境港、溝口及び黒<br>坂の各警察署の管<br>内に居住する者 |
|          | 平成5年6月3日<br>午後1時30分から<br>午後4時30分まで   | 米子市龍町一丁目151<br>鳥取県米子警察署会議<br>室        | 米子、境港、溝口<br>及び黒坂の各警察<br>署の管内に居住す<br>る者       |
|          | 平成5年6月18日<br>午後1時30分から<br>午後4時30分まで  | 倉吉市清谷766<br>鳥取県倉吉警察署会議<br>室           | 浜村、倉吉及び八<br>橋の各警察署の管<br>内に居住する者              |
| 講習       | 平成5年6月25日<br>午後1時30分から<br>午後4時30分まで  | 鳥取市東町一丁目220<br>鳥取県庁県議会議棟2階<br>第二執行部控室 | 岩美、鳥取、郡家<br>及び智頭の各警察<br>署の管内に居住す<br>る者       |

3 講習時間及び講習科目

- (1) 講習時間  
 ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 5,700円

イ 経験者講習 2,200円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付け納付すること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

雑 報

次に掲げる金品は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定により一時保護を加えた児童の所持していたものです。

この金品について返還請求権を有する者は、平成5年5月14日から6箇月以内に当所に申し出てください。

平成5年5月14日

鳥取県倉吉児童相談所長 明 里 好 弘

| 金品の名称 | 種類                                      | 数量                   | 児童が金品を所持するに至った経緯等   |
|-------|---|----------------------|---|
| 現金    | 10,000円札<br>1,000円札<br>500円硬貨<br>100円硬貨 | 2枚<br>2枚<br>1枚<br>2枚 | 平成5年3月13日午前10時30分頃倉吉市秋<br>喜344-1ワールドカップ駐車場において所<br>有者不詳の現金約80,000円在中の財布を拾得<br>したが、警察署に届け出る等正規の手続きを<br>とらず、一部を消費して、左記に掲げる現金<br>を所持していたものである。 |